



佐賀労働局発表
令和2年6月1日



【照会先】
佐賀労働局 労働基準部健康安全課
健康安全課長 北島 祐之
課長補佐 福田 貴裕
地方産業安全専門官 大石 邦貴
電話 0952(32)7176(直通)

『第93回 全国安全週間』(7月1日～7日)

- 準備期間(6月1日(月)～30日(火))がスタートします -

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎えます。

期間は7月1日から7日までの7日間、

エイジフレンドリー職場へ! みんなで改善 リスクの低減

のスローガンの下、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、全国一斉に取り組むこととしています。

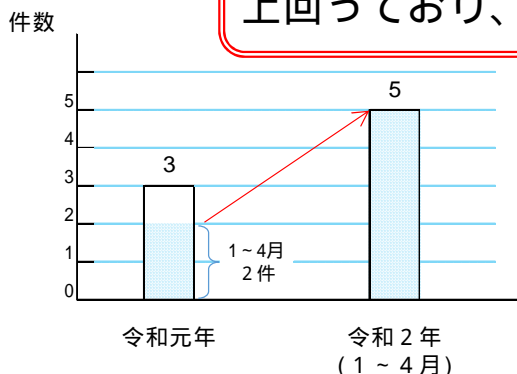
(エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。)

令和元年の佐賀県内における休業4日以上死傷者数は1,182人で、前年と比べ88人、6.9%減少し、そのうち労働災害で亡くなったのは3人で、前年より4人減少しましたが、今年に入りすでに5人の方が労働災害で亡くなっており、昨年1年間の死亡者数を上回る大変憂慮すべき事態となっています。[資料1](#)

こうした状況を踏まえ、佐賀労働局は、急激な死亡災害の増加に歯止めをかけるため、令和2年6月1日から8月31日までの期間を「緊急労働災害防止対策実施期間」と定め、管内の労働災害防止団体等に対し、死亡災害防止に向けた緊急要請(5月25日付け)を行いました。[資料2](#)

佐賀県内における死亡労働災害の状況

令和2年の死亡労働災害は、すでに元年の件数を上回っており、大変憂慮すべき事態



歯止め

緊急労働災害防止対策実施

対象期間：6月1日～8月31日

対象業種：製造業・建設業・道路貨物運送業

【令和2年】

令和2年5月18日現在

番号	業種	管轄署	発生日時刻	被災者年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	武雄署	R2. 1.25 9時50分頃	男 50歳代	交通事故 (その他)	鉄道車両	線路に近接した水路工事において、現場近くの残土置き場から現場に戻る途中、踏切のない線路を横断しているときに、走行中の鉄道車両にはねられた。
2	道路貨物運送業	伊万里署	R2. 3. 2 13時20分頃	男 40歳代	はさまれ、巻き込まれ	トラック	トレーラーでコンテナを輸送中、ブレーキに異常を感じたため道路の路肩に停車し、車外で復旧作業をしていた。その後、トレーラーの牽引台車右側後輪にうつ伏せの状態ではさまれているところを通行人に発見された。
3	製造業	伊万里署	R2. 3. 6 9時00分頃	男 50歳代	墜落・転落	トラック	おが粉をトラック(2.6t)に積載中、荷台上でおが粉を均していたとき、荷台から3.1m下の床面に墜落した。
4	製造業	伊万里署	R2. 3.24 13時10分頃	男 10歳代	はさまれ、巻き込まれ	トラック	仮設の鉄骨構造物を移動するため、当該構造物の下に搬送台車を移動中、誘導者が構造物の梁と搬送台車の間に頭部を挟まれた。
5	建設業	唐津署	R2. 4.10 9時50分頃	男 70歳代	墜落・転落	掘削用機械	機体重量2.56tのドラグ・ショベルを用いて、工事用通路に仮設していた養生鉄板の撤去作業中、養生鉄板(重量約500kg)をつり上げ旋回したところ、深さ約4m下の沈砂池にドラグ・ショベルごと転落した。

表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

【令和元年】

番号	業種	管轄署	発生日時刻	被災者年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	製造業	佐賀署	H31. 1.15 20時40分頃	男 50歳代	その他	なし	東京に日帰り出張をし、帰りの飛行機の機内で胸痛を訴え、突然意識を失った。その後、AED等の措置が行われたが死亡した。
2	道路貨物運送業	唐津署	H31. 2. 5 9時20分頃	男 60歳代	墜落・転落	トラック	トラック(10t)のオイル交換等のために自動車整備工場に行き、整備事業者によりオイル交換等が行われていた際、被災者が同車両後部側にうつ伏せの状態ではさまれているのが発見された。発見時の荷台床面の高さは、50cmジャッキアップされており、1.93mであった。
3	商業	佐賀署	R1.11. 2 19時40分頃	男 40歳代	有害物等との接触	その他の危険物、有害物等	冷凍庫東側に設置している機械室の2階で炭酸ガス設備の整備をしていた被災者が、横向きに倒れているのが発見された。

令和 2 年 5 月 25 日

次の労働災害防止団体等の長 あて

- ・(一社)佐賀県労働基準協会
- ・建設業労働災害防止協会佐賀県支部
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部

佐賀労働局労働基準部長

死亡労働災害防止に向けた緊急要請について

労働者の安全と健康の確保につきまして、平素より格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

佐賀労働局では、平成 30 年度から 5 年間で死亡者数の 15%以上の減少を目標とする「佐賀労働局第 1 3 次労働災害防止計画」を踏まえ、労働災害防止対策の強化を図っているところですが、今年に入り、管内で既に 5 件の死亡労働災害が発生しており、昨年 1 年間の発生件数を上回る大変憂慮すべき事態にあります。

業種別では、建設業が 2 件、製造業が 2 件、道路貨物運送業が 1 件となっており、尊い命が失われたことは大変悔やまれるところです。

現下の新型コロナウイルス感染拡大が企業活動に大きな影響を与えている状況にあります。いかなる経済情勢下であっても、労働災害はあってはならないものです。

このような状況を重く捉え、佐賀労働局においては、これ以上の尊い生命が失われることのないよう、管内の事業場に対し、下記の取組を通して労働災害の防止を呼び掛けることとしており、貴会におかれましても、会員事業場への周知及び指導並びに自主的な安全衛生活動の実施について、特段のご配慮をいただきたく要請いたします。

記

1 すべての事業場における取組

- (1) 経営トップが安全について所信を表明し、労働者への周知を行うこと。
- (2) 安全管理体制と活動状況を見直し、安全活動の活性化を図ること。
- (3) 一人作業における作業手順の確認及び危険予知 (KY) 活動を行わせること。
- (4) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインによる取組を行うこと。
(エイジフレンドリーガイドライン 資料 3)
- (5) 経験 1 年以内の労働者による災害が多いことから、安全教育を充実させること。
- (6) 転倒や墜落災害の防止を徹底するための危険個所の特定とその改善を行うこと。

2 主な業種ごとの取組

(1) 建設業

- ア 三大災害（墜落・土砂崩壊・重機）の防止対策の徹底
- イ 工事現場の安全管理体制、安全点検体制の確立、整備
- ウ 熱中症予防対策の徹底

(2) 製造業

- ア 安全な機械の採用及び使用の徹底
- イ 雇入れ時等の安全教育の徹底
- ウ 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し

(3) 道路貨物運送業

- ア 荷役作業における労働災害防止対策の徹底
- イ 交通労働災害防止対策の徹底
- ウ 適正な労働時間等の管理及び運行管理の徹底

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要

(エイジフレンドリーガイドライン)

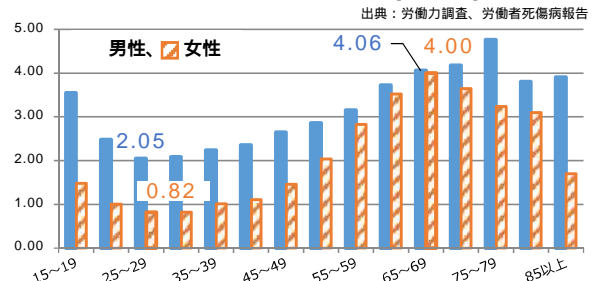
このガイドラインは、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです。

請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。(平成30年は26.1%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数(千人率)では、男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。(25~29歳と比べ65~69歳では男性2.0倍、女性4.9倍)

<年齢別・男女別の労働災害発生率(千人率)平成30年>



高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

経済財政運営と改革の基本方針(令和元年6月閣議決定)において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

- 事業者** 高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**
- 労働者** 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

事業者求められる取組

(1~5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)

- 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用(令和2年度新設)
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用(安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等)
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用